

そして.....。

平成9年の番号統一の時に、複数の制度を行き来した人に、葉書を送付、確認しました。

しかし、複数の制度の保険に加入したことがありながら、葉書を返送しなかった人、転居等で葉書が届かなかった人の記録は中に浮いた可能性があります。

そして、この葉書による確認をより困難にしたのが上記の入力ミスだったのではないのでしょうか？

2. 短期間厚生年金に加入、その後結婚....

昭和61年までは、厚生年金の被保険者の被扶養配偶者（専業主婦の方）は、国民年金に強制加入ではありませんでした。

例えば、高校を卒業、2年会社員として働き、その後結婚、という場合、この2年間は厚生年金の被保険者だったわけで、年金の納付記録があるわけです。

しかしその後結婚と同時に苗字が変わり、住所も変わり、そして年金に加入もしなかった場合、本人がすっかり忘れていて社会保険事務所に確認も一切しなければその記録は宙に浮いたまま、ということも考えられます。

3. 被扶養者の住所変更届の提出漏れ

これは、現在も起こっているケースがあると思われますので、結婚なさっていて配偶者を扶養なさっている場合、一度是非確認なさってください。

厚生年金や共済の被保険者の方が転居した場合、住所変更届を事業主等を経由して保険者（厚生年金の場合は社会保険庁）に提出します。この場合、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者（例えば専業主婦である奥様）＝国民年金第3号被保険者がいらした場合は、その方の**国民年金被保険者住所変更届**も同じく事業主経由で提出が必要です。ですが、これをついっかり忘れていたケースがあります。そういう場合も、記録が宙に浮いている可能性があります。

4. その他のケース

5000万件の中には、その他外国人の方の短期の加入、死亡なされた方のケースなどもあると思われます。

● 西尾のアドバイス

政府与党は、夏の参院選を睨んでか、年金救済策を打ち出しています。これまで、調査が事実上不可能と云っていた年金記録の洗い出しを社保庁解体までに実施、該当者に通知。また5年の時効を撤廃、その他領収書がない場合等にも、なんらかの証明が出来れば年金を支払う方向で検討する、というものです。

しかし社保庁は、本人の申出がなく確認も出来ないものについては、救済する考えはないそうですが...

このとおりになる、と決まったわけではないので今はなんともいえません。

私たちは、今後以下の自衛策をとる必要があります。

- ・年金手帳等の名前、生年月日をも一度間違いがないかチェックする。
- ・新聞、TV、インターネット等で年金関係の情報をチェック、なんらかの社保庁からのお知らせがくる場合、自分のところに来なければ、社会保険事務所の窓口にお問い合わせる。
- ・各種変更届、提出書類の類は、間違いなく記入して提出する。公務員、会社員の方はご自分の被扶養配偶者の分も必ず！です。
- ・自分の職歴、証拠となる給与明細書等は必ず保管

・自分の職歴、証拠となる給与明細書等は必ず保管。
国民年金に加入の方は、年金保険料の領収書を保管なさってください。

せせと働いて納めた保険料、その保険料を国民に何の相談もなく豪華でほんとに必要とは思えない宿泊施設や音楽施設等を建設することに費やし、その上5000万件もの不明記録、本当に腹が立ちます。

でも、怒るだけでは何の解決にもつながりません。
私たちに今そしてこれから出来る事をしっかりいたしましょう。
そして政治の場に送り出す人については、誰に託すべきかしっかり考えましょう。

★トピックス～年金に関するある件数～

こんな数字があるのです。

- 215万件** 2006年8月～07年3月までの年金相談窓口での相談件数
(うち28万件の年金記録が訂正されました)
- 2万件** 2006年8月～07年3月までに保険料を納付したと申し出たが証拠がないと社保庁が却下した件数
- 55件** 社保庁、自治体には記録がなかったが、本人が領収書を保管していたなどの理由で年金記録が訂正されたケース
(僅か55件しかないのです！)
- 284自治体** 加入者の氏名や納付実績を手書きした名簿を廃棄した市町村

悲しいことですが、如何に証拠となる領収書等の保管が大切かということなのです。

~~~~~編集後記~~~~~

今回、年金の納付記録の問題を取り上げましたが、書いていて、私もとても腹が立ちました。  
声高に発言することのない弱い立場の人(高齢者、黙々と働く私達自営業者、会社員)にもろにしわ寄せが来ていると実感しています。  
今回の参院選挙、じっくりじっくり考えて投票しよう！  
と思っています。  
サイレント・マジョリティは怒っているぞ！  
~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝
〒604-8155
京都市中京区錦小路通室町東入ル
占出山町308 ヤマチュービル2F N10
電話&FAX(075)241-4586
メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
